

制度を上手に活用し、忘れずに納めましょう

国民年金保険料



平成29年度の国民年金保険料は月額1万6490円です。

4月からは、これまでの口座振替に加え、現金・クレジットカード納付でも2年前納を利用できるようになります。

保険料の未納が多いと年金を受けられなくなる場合があるため、さまざまな納付方法を活用し、確実に納付することが大切です。

※前納割引制度(現金納付の6カ月前納、1年前納を除く)を利用するには花巻年金事務所への申請が必要です

■口座振替

割引率が最も大きい納付方法です。

申込場所：口座のある金融機関または花巻年金事務所

必要なもの：本人確認書類、基礎年金番号(年金手帳、納付書など)、預貯金通帳、通帳の届け出印
申請期限：2月28日(火)
※早割制度(振替日を1カ月早くした場合、月額50円の割引)は、随時受け付けています

■現金(納付書)納付

6カ月前納、1年前納は4月に郵送される前納用納付書を使用し、納付期限までに納付します。

2年前納は随時受け付けますので、希望する場合は花巻年金事務所にお申し出ください。

必要なもの：本人確認書類、基礎年金番号

■クレジットカード納付

申込場所：花巻年金事務所

必要なもの：本人確認書類、基礎年金番号、クレジットカード
申請期限：2月28日(火)

申請様式は、日本年金機構ホームページからも印刷できます。

【問い合わせ】

- 本庁国保医療課(☎24・2111内線263)
- 各総合支所健康福祉係
 - 大 迫(☎48・2111内線143)
 - 石 鳥 谷(☎45・2111内線227)
 - 東 和(☎42・2111内線243)
- 花巻年金事務所(☎23・3351)

歯は一生の宝物

くお口から健康づくりを始めましょう



歯や口腔の働きには、食べ物をかみ砕く、飲み込む、味わうなど食事に関わることのほか、言葉が話す、笑う、歌う、顔の表情をつくるなどの役割もあります。

お口は日常生活をいきいきと過ごすために欠かすことのできない大切な働きを担っているのです。

◆歯の成り立ち

乳歯が生え始めるのは生後6カ月ごろからですが、実は乳歯の芽は妊娠4カ月ごろには既に硬くなっています。永久歯の芽も出来始めます。永久歯も生まれるころまで

には硬くなり、生える時期を待っています。妊娠中の食生活などが、赤ちゃんの歯の形成に大きく影響しているのです。

◆意識してかむ

ものをよくかむことが消化を促すのはもちろんですが、よくかむことで唾液の分泌が良くなり、歯や歯肉に付いた食べかすを洗い流すため、虫歯や歯周病の予防にも効果があります。

また脳を刺激し脳の老化を防止する、顎の骨や筋肉を成長させるなどの効果もあります。普段から意識してかむことがお口の健康に

つながります。

◆お口のケアはこまめに

お口のケアには、自分自身で行う毎日のセルフケアと、歯科医師や歯科衛生士による専門的なケアがあります。専門的なケアは、お口の清掃のほか、お口の機能回復なども行います。歯科医院でお口の状態をチェックしたり、歯磨きのアドバイスを受けたりするなどで、こまめにケアしましょう。

◆かかりつけ歯科医を持つ

お口のトラブルが発生した場合、かかりつけ歯科医を持っていると安心です。自分をよく知ってくれているという信頼感はもちろん、万が一寝たきりになった場合でも訪問歯科診療を受けられるなど、心強い味方にもなります。

口まわりの筋肉や舌の動きの鈍化、かむ力や飲み込む力の低下などお口の機能変化に気付くためにもかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健(検)診を受けることをお勧めします。

歯は一生の宝物です。食べる楽しみや話す楽しさをいつまでも失わないためにも、日頃から丁寧な歯磨きと定期的な歯科健(検)診の受診を心掛けましょう。

◆市ではさまざまな歯科健(検)診を実施しています。対象者には通知しますので、忘れずに受けましょう

【問い合わせ】
健康づくり課(☎23・3121)

花巻市任期付職員(土木技術職)、花巻市特定任期付職員(弁護士)を募集します

①土木技術職

■募集人数

2人程度

■業務内容

道路の設計・工事監督の業務など

■受験資格

▷昭和31年4月2日以降に生まれた人▷高等学校以上を卒業または平成29年3月31日までに卒業見込みの人

■試験日

3月25日(土)

■申込期限

3月10日(金)、当日消印有効

②弁護士

■募集人数

1人

■受験資格

▷司法修習生の修習を終えている人▷法律に関する高度な専門的知識があり、実務経験が2年以上ある人▷50歳未満の人

■試験日

申し込み受け付け後、通知します

■申込期限

3月17日(金)、当日消印有効

①②共通

■試験科目

面接

■任用期間

平成32年3月31日まで(採用予定日は平成29年4月1日ですが、採用者と相談の上、決定します)

■申し込み方法

本庁人事課・総合案内、各総合支所地域づくり係に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、持参または郵送で下記へ

※申込書は市ホームページからダウンロードもできます

■問い合わせ

本庁人事課(〒025-8601 花巻町9-30 ☎24-2111内線415)

快適な環境づくりに向けて 花巻市悪臭公害防止条例を改正しました

市は、悪臭公害に対し迅速かつ適切な指導を行うため、花巻市悪臭公害防止条例を改正し、4月1日から施行します。主な改正点は次のとおりです。

■事業場の区分と種類

条例を適用する区分として新たに「指定事業場」を追加しました。また「特定事業場」の種類をこれまでの3種類から7種類に増やしました。

①特定事業場

事業活動に伴い発生する悪臭により、悪臭公害を発生させる可能性が高い事業場

②指定事業場

事業活動に伴い発生する悪臭の漏えい防止技術が確立・普及しているが、事故発生などにより悪臭公害を発生させる可能性がある事業場

■特定事業場と指定事業場の設置者(事業者)に求められること

事業者には、事業活動によって良好な生活環境に悪影響を及ぼさないよう悪臭公害の防止に

必要な対策を行うことのほか、次のことが求められます。

①事業場の設置や構造変更を行う場合(適用は特定事業場のみ)

- 特定事業場の設置などに関する事前の届け出
- 市への届け出前に、特定事業場の設置などに関する住民説明会を実施(これまで一部の特定事業場にのみ義務付けていた住民説明会の実施を全ての特定事業場に義務付けるよう改正)
- 特定事業場の設置などに関する完了届の提出

②悪臭による苦情が発生した場合

- 悪臭発生原因の特定
- 改善措置の実施など

※指定事業場については、設置などに関する事前の届け出や住民説明会開催の義務付けはなく、これまでの事業活動の継続に影響を及ぼすものではありません

【問い合わせ】本庁生活環境課(☎24-2111内線265)